

フランス少年刑事司法法典一二〇一九年九月一日 のオルドナンス第二〇一九一九五〇号一（三）

フランス刑事立法研究会（訳）

井上，宜裕
九州大学大学院法学研究院：教授

大貝，葵
金沢大学人間社会研究域法学系：准教授

<https://doi.org/10.15017/4370932>

出版情報：法政研究. 87 (4), pp.25-44, 2021-03-15. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン：

権利関係：

フランス少年刑事司法法典—二〇一九年
九月一日のオルドナンス第二〇一九—
九五〇号—(三)

フランス刑事立法研究会(訳)

はしがき

少年刑事司法法典

前文

序編…少年刑事司法の一般原則

第1章…少年に適用される刑法の一般原則(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—五条)

第2章…少年に適用される刑事手続の一般原則(第L. 一—

二—一条乃至第L. 二—一六条)

第3章…通則(第L. 一三—一条乃至第L. 一三—四条)

第1部…教育的措置及び刑罰

第1編…教育的措置

第1章…通則(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—一六条)

第2章…司法上の教育的措置(第L. 一一—一条乃至第

L. 一一—一五条)

第3章…収容制度(第L. 一一—一条乃至第L. 一一—
一七条)

第2編…刑罰

第1章…科される刑罰(第L. 一一—一条乃至第L. 一—

二—七条)

第2章…所定の刑罰の内容及び適用態様(第L. 一一—

一条乃至第L. 一一—一六条)

第3章…刑罰の宣告(第L. 一一—一条及び第L. 一一—

三—二条)

第4章…拘禁制度(第L. 一二—一条及び第L. 一二—

一—二条)
(以上八六卷四号)

第2部…関与者の専門化

第1編…検察官

単独章(第L. 二二—一条乃至第L. 二二—一三条)

第2編…予審判事

単独章(第L. 二二—一条及び第L. 二二—一三条)

第3編…判決裁判所

単独章(第L. 二三—一条乃至第L. 二三—一〇条)

第4編…少年司法保護局

単独章(第L. 二四—一条及び第L. 二四—一二条)

第3部…刑事手続の各段階に共通する規定

第1編…援護及び情報提供に関する少年の権利

単独章(第L. 三二—一条乃至第L. 三二—五条)

第2編…調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1章…通則(第L. 三二—一条)

第2章…少年の人格に関する調査(第L. 三三—一条乃至第L.

至第L. 三三—一〇条)

第3章…一時的な司法上の教育的措置(第L. 三三—一条乃至第L. 三三—三条)

第3編…保安処分

第1章…司法統制処分(第L. 三三—一条乃至第L. 三三—一七条)

三—一七条)

第2章…少年裁判所の令状執行(第L. 三三—一条及び第L. 三三—二二条)

第L. 三三—二二条)

第3章…電子監視付居住指定(第L. 三三—一条及び第L. 三三—二二条)

L. 三三—二二条)

第4章…勾留(第L. 三三—一条乃至第L. 三三—五条)

条) (以上八七卷一號)

第4部…判決前手続

第1編…被疑少年の尋問

第1章…総則(第L. 四一—一条)

第2章…任意出頭による尋問(第L. 四二—一条及び第L. 四二—二二条)

L. 四二—二二条)

第3章…留置及び警察留置(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—二二条)

四三—二二条)

第2編…公訴

第1章…総則(第L. 四二—一条)

第2章…訴追代替措置及び刑事和解(第L. 四二—一条乃至第L. 四二—二二条)

乃至第L. 四二—二二条)

第3章…公訴提起(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—二二条)

—一三条)

第3編…司法上の調査

第1章…情報提供及び法定代理人の召喚(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—二二条)

—一三条)

第2章…司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置(第L. 四三—一条及び第L. 四三—二二条)

四三—二二条)

第3章…保安処分(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—二二条)

—一八条)

第4章…司法上の調査の終結(第L. 四三—一条乃至第L. 四三—二二条)

L. 四三—二二条)

第5章…予審中及び予審後に下される命令に対する抗告(第L. 四三—一条及び第L. 四三—二二条)

(第L. 四三—二二条)

第5部…判決

（以上本号）

第1編…総則

第1章…審理（第L. 五二一―一条乃至第L. 五二一―五

条）

第2章…私訴（第L. 五二一―一条乃至第L. 五二一―四

第3章…審理の公開（第L. 五二一―一条乃至第L. 五

三―四

第2編…判決手続

第1章…少年係判事及び少年裁判所の判決（第L. 五二

―一条乃至第L. 五二一―二七

第2章…少年重罪法院の判決（第L. 五二一―一

第3編…上訴手段

第1章…控訴（第L. 五三二―一条乃至第L. 五三二―四

第2章…故障申立（第L. 五三二―一

第6部…教育的措置及び刑罰の適用及び執行

第1編…教育的措置及び刑罰の適用

第1章…教育的措置及び刑罰を適用する裁判機関（第L.

六一―一条乃至第L. 六一―一九

第2章…刑罰適用の審理（第L. 六一二―一条乃至第L.

六一二―四

第3章…留置制度

第2編…刑の修正

単独章（第L. 六二一―一条及び第L. 六二一―二

第3編…前科簿及びその他の記録簿

第1章…前科簿（第L. 六三一―一条乃至第L. 六三一

四

第2章…性犯罪または暴力犯罪行為者の自動化された全

データベース（第L. 六三三―一条乃至第L. 六

三三―四

第3章…テロ犯罪行為者の自動化された全国データベース

（第L. 六三三―一条乃至第L. 六三三―四

第4章…前歴ファイル（第L. 六三四―一

第7部…海外県に関する規定

第1編…グアドループ、仏領ギアナ、マルティニーク、マヨッ

ト、レユニオン、サンバルテルミー、サンマルタン、

サンピエール・ミクロンに関する特別規定

第1章…マヨットに関する特別規定（第L. 七二一―一

乃至第L. 七二一―三

第2章…サンピエール・ミクロンに関する特別規定（第L.

七二一―一

第2編…ニューカレドニア、仏領ポリネシア、及び、ウオリ

ス・フツナ島に適用される規定

第1章…ニューカレドニアに適用される規定(第L、七二

一―一条乃至第L、七二―一―五条)

第2章…仏領ポリネシアに適用される規定(第L、七二二

―一条乃至第L、七二二―三条)

第3章…ウォリス・フツナ島に適用される規定(第L、七

二―三条及び第L、七二二―三条)

第4部 判決前手続

第1編 被疑少年の尋問

第1章 総則

第L、四一―一条―第四部第一編の諸規定の適用に際し、考慮される年齢は、少年が対象となる措置の日における少年の年齢である。

第2章 任意出頭による尋問

第L、四一―一条―少年が、刑事訴訟法典六一―一条の適用に基づき任意に取調べられる場合、かつ、同法典第六一―三条に定められる手続が行われる場合、司法警察員または司法巡査は、あらゆる手段を講じて、少年の法定

代理人、少年が委託されている者、または、機関へそのことを通知する。

第L、四一―二―一条―①捜査が重罪または拘禁刑を科せられる軽罪に関する場合で、かつ、少年が刑事訴訟法典六一―一条及び第六一―三条に基づき弁護人の援助を請求しなかった場合、当該請求は、法定代理人によっても同様になされうるものであり、この場合、法定代理人は、第L、四一―二―一条に基づき法定代理人が通知を受けるにあたり、当該権利を告知される。少年または少年の法定代理人が弁護人の選任を請求しなかった場合、弁護士会会長が職権により弁護人を任命することを目的に、共和国検事、少年係判事、予審判事、または、司法警察員もしくは司法巡査は、あらゆる手段を講じて遅滞なく、そのことを弁護士会会長に通知するが、子どもの最善の利益は常に第一義的考慮であることに留意しつつも、弁護人の援助が本案の状況、犯罪の重大性、事件の複雑性、及び、とられる余地のある措置に鑑み、管轄権限を有する司法官が当該事件に照らしつり合いが取れないと思われると評価する場合はこの限りでない。

②本章に基づき与えられる情報の通知は、調書に記載され

る。

第3章 留置及び警察留置

第1節 留置

第L. 四一三—一条①例外的に、重罪または少なくとも五年の拘禁刑に処せられる軽罪を犯したまたは犯そうとしたことを疑うに足る合理的理由が一つまたは複数存する、

一〇歳以上一三歳未満の少年は、当該措置が刑事訴訟法典第六一—二条に示される目的の少なくとも一つを達成するための唯一の方法である場合には、司法警察員の裁量に基づき、少年の事前同意を得たうえで、共和国検事または予審判事の統制のもと、当該司法官が決定した期間でかつ一二時間を超えることができない期間、留置される。

②留置は、少年の供述、及び、管轄権限を有する司法官の下への召喚、または、法定代理人または少年が委託される人もしくは機関への引渡しに必要な時間に、厳格に制限される。

③刑事訴訟法典第八〇三—六条の規定が適用される。

第L. 四一三—二条—例外的に、第L. 四一三—一条に示される留置は、共和国検事または予審判事の理由を付した

決定により、一二時間を超えない範囲で、諸事情により不可能な場合を除き、共和国検事または予審判事の面前へ少年が出廷した後、延長することができる。

第L. 四一三—三条①司法警察員は、あらゆる手段を講じて、少年の法定代理人及び少年が委託される人または機関に、少年が対象となる留置措置を通知する。

②前項は、証拠の収集もしくは保全を可能とすること、または、人の生命、自由もしくは身体の完全性への重大な侵害を予防することを目的とし、本件事の事情に鑑み下される、共和国検事または予審の任を負っている判事の決定のもと、当該司法官が決定しかつ一二時間を超えない期間に限り、適用が除外される。

③少年の法定代理人が通知を受けるのは、少年が弁護人により援助されなければならないこと、及び、法定代理人が弁護人を選任することができること、または、弁護人が職権により任命されるよう請求できることである。

第L. 四一三—四条—留置開始後直ちに、共和国検事または予審判事は、刑事訴訟法典第六三—三条に規定される条件の下で少年を診察する医者を選任する。

第L. 四一三―五條―①被留置少年は、刑事訴訟法典第六三―三―一條乃至第六三―四―四條に規定される条件下、弁護人から援助される。

②少年または少年の法定代理人が弁護人を選任しなかった場合、共和国検事、予審判事、または、司法警察員は、あらゆる手段を講じて、留置開始後直ちに、弁護士会会長に對して、職権で少年に弁護人が一人選任されるよう要請する。

第2節 警察留置

第L. 四一三―六條―一三歳以上の少年は、本節規定の留保の下、刑事訴訟法典第六二條乃至第六六條に規定される場合及び条件に基づき、警察留置に付されうる。

第L. 四一三―七條―①共和国検事または予審判事に、少年を警察留置に付すことを通知した後、司法警察員は、少年の法定代理人及び少年が委託されている人もしくは機関へも、少年の警察留置につき通知する。

②前項は、証拠の収集もしくは保全を可能とすること、または、人の生命、自由もしくは身体の完全性への重大な侵害を予防することを目的とし、本事案の事情に鑑み下され

る、共和国検事または予審の任を負っている判事の決定のもと、当該司法官が決定しかつ二四時間を、または、警察留置が延長の対象となりえない場合には一二時間を超えない期間に限り、適用が除外される

③法定代理人は、弁護人により援助される少年の権利につき通知される。

第L. 四一三―八條―①一六歳未満の少年の警察留置開始後直ちに、共和国検事または予審判事は、刑事訴訟法典第六三―三條により規定される条件の下で少年を診察する医者を選任する。

②一六歳以上の少年が警察留置に付される場合、少年は、刑事訴訟法典第六三―三條に従い、医学的診察を請求する権利があることを通知される。少年の法定代理人は、警察留置を通知されるにあたり、医学的診察を請求する少年の権利につき告知される。同様に、少年の弁護人も、少年が医学的診察の対象となるよう請求することができる。

第L. 四一三―九條―警察留置の開始後直ちに、少年は、刑事訴訟法典第六三―三―一條乃至第六三―四―三條に規定される条件の下、弁護人により援助されなければならな

い。少年は、即時に、当該権利につき告知されなければならない。少年が弁護人の援助を請求しなかった場合、第1、四一三―七条の適用の下、警察留置を通知されるにあたり、当該権利を告知される法定代理人により、同様に、弁護人請求がなされうる。少年または少年の法定代理人が弁護人を選任しなかった場合、共和国検事、予審判事、または、司法警察員は、警察留置の開始後直ちに、あらゆる手段を講じ、遅滞なく、職権により弁護人が一人選任されることを目的として、弁護士会会長に通知しなければならない。

第1、四一三―一〇条―①一六歳未満の少年の警察留置が延長できるのは、少年が犯したまたは犯そうとしたと疑うに足る犯罪が、重罪または五年以上の拘禁刑に処せられる軽罪の場合のみである。

②いかなる警察留置措置も、刑事訴訟法典第六三―九条及び第一五四条に従い共和国検事もしくは管轄権限を有する予審判事の面前へ、少年を事前に出席させることなく、延長することはできない。

③当該出席は、刑事訴訟法典第七〇六―七一条の規定に従い、視聴覚電子通信機器の使用により実施することができる。

第1、四一三―一条―一人または複数の成人が、正犯または共犯として、犯行に加担したことを疑うに足る合理的理由が一つまたは複数存する場合、刑事訴訟法典第七〇六―一八八条は、第六項乃至第八項を除き、一六歳以上の少年に適用される。

第3節 取調べの録音録画

第1、四一三―一二条―①警察留置に付されている少年、または、被留置少年の取調べは、録音録画の対象となる。

②録音録画が技術的不可可能性を理由に実施されえない場合、当該事実が取調べ調書に記載され、その際、この不可可能性の性質も明示される。共和国検事または予審判事は、録音録画の不可可能性につき即時に通知される。録音録画がなされない場合、当該事実が調書への記載または管轄権限を有する司法官への通知の対象となつたか否かに関わらず、少年の自白に異議申立てがなされた場合には、少年の自白を唯一の基礎として、如何なる有罪の宣告もなされない。

第1、四一三―一二条―第1、四一三―一二条に定められる録音録画は、取調べ調書の内容に異議がある場合にの

み、共和国検事もしくは当事者の内の一人からの請求、または、判事の職権により、予審判事または判決裁判所の決定に基づき、予審の間または判決審において視聴できる。録音録画媒体のいかなるコピーも、当事者またはその弁護士へ交付されえない。

第L. 四一三―一四條―何人も、第L. 四一三―一二條の適用の下実施される視聴覚機器による録音録画情報またはそのコピーを拡散する行為は、一年未満の拘禁刑及び一五〇〇ユーロの罰金に処せられる。

第L. 四一三―一五條―公訴権の消滅日から数えて五年を経過した後、視聴覚機器による録音録画及びそのコピーは、一か月以内に破棄される。

(大貝葵)

第2編 公訴

第1章 総則

第L. 四二一―一條―①少年に対し、共和国検事は、少年の人格、少年の生活及び教育環境に鑑み、刑事訴訟法典第四〇―一條の規定に従い、与えるべき帰結を評価する。

②共和国検事は、公訴に関して取る方針がいかなるものであれ、少年の行政上または司法上の保護に関し、権限ある官憲への係属が十分な対応と見なされうるとして、その係属を行う理由があるか否かを評価する。

第2章 訴追代替措置及び刑事和解

第1節 訴追代替措置

第L. 四二一―一條―①共和国検事が、少年に対して、訴追代替措置に関する刑事訴訟法典第四一―一條を適用する場合、本条第二号に定められる措置は、同様に、市民訓育研修の受講、または、精神科医もしくは臨床心理士の診察から構成されうる。

②共和国検事は、同様に、以下の少年に特別な措置によることができる。

一 教育または職業訓練に対する勤勉さを証明するよう少年に求めること、

二 被害者に対する賠償措置またはコミュニティのため
の修復措置を少年に提案すること。措置を命じる前に、共和国検事は、少年及び少年の法定代理人の同意を得、または、得させる。この同意を証明する調書は、訴訟記録に添付される。この措置が被害者に対して実施されうるのは、

被害者の同意がある場合のみである。

第L. 四二二—二条—①共和国検事が、少年に対して、訴

追代替措置に関する刑事訴訟法典第四一—一条を適用する
場合、少年の法定代理人は、召喚されなければならない。

②この召喚に応じない少年の法定代理人は、第L. 三二—
—五条に定められる制裁を受けうる。

③刑事訴訟法典第四一—一条第二号乃至第五号に定められ
る措置には、少年の法定代理人の同意が要求される。

④共和国検事は、必要な場合、少年の法定代理人に課され
うる研修費用の額を確定する。

⑤訴追代替措置の実施は、少年司法保護局の機関、または、
資格を有する個人に委託されうる。

第2節 刑事和解

第L. 四二二—三条—①刑事訴訟法典第四一—二条及び第
四一—三条に定められる刑事和解の手続は、それが当事者
の人格に適合すると思われる場合、本節に定められる条件
において、一三歳以上の少年に適用されうる。

②刑事訴訟法典第四一—二条第六号に定められる無報酬の
労働の実施は、一六歳以上の少年にのみ提案されうる。

③上記第四一—二条の措置の他、共和国検事は、同様に、
以下の少年に特別な措置を提案しうる。

一 市民訓育研修の受講、

二 学業または職業訓練への定期的な出席、

三 判事によつて先に宣告された、教育もしくは職業訓
練に関する認可された公的もしくは民間の機関または施設
への収容決定の遵守、

四 精神科医もしくは臨床心理士の診察、

五 少年が一六歳以上の場合、国民役務法典第L. 一三

〇—一条乃至第L. 一三〇—五条に記載される国防参入公
施設内役務契約の履行。

第L. 四二二—四条—①第L. 四二二—三条の適用による
共和国検事の全ての提案に先んじて、権限を有する少年司
法保護局の機関は、訴訟記録に添付する、社会教育的情報
の記録を作成するため、事件の付託を受けなければならない。
い。

②共和国検事の提案は、同様に、少年の法定代理人になさ
なければならない。この法定代理人の同意を得なければな
らない。

③少年及び少年の法定代理人の同意は、第L. 一二—四条

資料に従って選任された弁護人の面前で獲得されなければならない。

④ 刑事訴訟法典第四一—二条第一三号、第一五号、第一七号、第一七号の二、第一八号及び第一九号の措置につき、共和国検事は、必要な場合、少年の法定代理人に課せられる研修費用の額を確定する。

⑤ 少年に提案された刑事和解は、少年係判事によって、または、第一級から第四級の違警罪については、権限を有する違警罪裁判所判事によって有効化されなければならない。一定の場合、刑事和解の提案が裁判長によって有効化されないことを許容する、刑事訴訟法典第四一—二条第二七号の規定は、少年には適用されない。

⑥ 刑事和解を有効化する前に、判事は、職権によりまたは少年もしくは少年の法定代理人の請求に基づき、少年または少年の法定代理人の尋問を行う。少年または少年の法定代理人の請求に基づく場合、尋問は必要である。

⑦ 決定は、行為主体及びその法定代理人、並びに、必要な場合、被害者に通知される。

⑧ 少年に提案された措置の執行期間は、六ヶ月を超えることができない。

⑨ 前項の措置の執行は、少年司法保護局の機関または資格

を有する個人に委託される。

第3章 公訴提起

第1節 訴追に関する決定

第L. 四二三—一条—刑事訴訟法典第五二四条乃至第五三〇—一条に定められる、簡素化された手続に関する諸規定の留保の下、少年によって行われた第一級から第四級までの違警罪は、違警罪裁判所によって裁判される。

第L. 四二三—二条—軽罪または第五級違警罪が少年に帰責される場合、共和国検事は、以下のことを行いうる。

一 刑事訴訟法典第八〇条の適用による裁判上の調査の開始を請求すること、

二 少年に関する裁判機関に係属すること。

第L. 四二三—三条—いかなる訴追も、重罪に関して、事前の予審なく少年に対してなされえない。

第L. 四二三—四条—①共和国検事は、少年に帰責される軽罪または第五級違警罪を専門化された判決裁判所に訴追する場合、第L. 五二二—一条及び第L. 五二二—七条乃

至第L. 五二二―二五五条によって定められる教育的試験観察の手續に従い、判決のため少年係判事に係属する。

②但し、少年が一三歳以上で、かつ、三年以上の拘禁刑を受ける場合、共和国検事は、同様に、少年の人格、事案の重大性または複雑性がそれを正当化する際、前項と同一の手續に従い、判決のため少年裁判所に係属することができ

る。

③少年が召喚される場合、共和国検事は、例外的に、以下の諸条件が充足される際、第L. 五二二―二六条及び第L. 五二二―二七条によって定められる手續に従い、即日判決のため、少年裁判所に当該少年を訴追することができる。

一 一六歳未満の少年に対し、科される刑罰が五年以上の拘禁刑の場合、または、一六歳以上の少年に対し、科される刑罰が三年以上の拘禁刑の場合、

二 少年が、

a) 既に、教育的措置、司法上の教育的調査措置、保安処分、有責任の宣告、もしくは、他の手續の枠内で宣告され、一年以内に報告の原因となる刑罰の対象となった場合、なお、この報告書は、先に提出されていなかった場合、召喚の際、共和国検事によって請求されうる。この報告書は、共和国検事によって訴訟記録の一件書類に添付されな

ければならない。

b) または、刑事訴訟法典第五―一条第一項によって定められる軽罪について訴追される場合。この場合、共和国検事は、召喚の際に作成された社会教育的情報の記録を一件書類に添付する。

第L. 四二三―五五条―いかなる場合にも、少年は、直接召喚の方法によって、もしくは、刑事訴訟法典第三九三条乃至第三九七―七条、第四九五―七条乃至第四九五―一七条に定められる手續に従って訴追されえず、第五級違警罪については、刑事訴訟法典第五二四条乃至第五三〇―一条によって定められる簡略化された手續に従って訴追されえない。

第L. 四二三―六条―①共和国検事は、少年に面前への出頭を命じる場合、

一 少年の法定代理人、及び、少年が委託される人または機関にあらゆる手段を講じて通知し、

二 社会教育的情報の記録の作成を要請し、

三 少年または少年の法定代理人が弁護人を選任しなかった場合、職権で選任される弁護人を指名するよう弁護

士会会長に依頼する。選任された弁護人は、直ちに手続の一件書類を参照し、少年と自由に接見することができる。

② 共和国検事は、少年を出頭させる場合、通訳者によって援助される権利を少年に通知し、少年の身元を確認し、少年の弁護人の面前で、少年に非難が向けられている行為及びその法律上の擬律を少年に通告する。

③ 共和国検事は、その際、少年に対し、供述し、自己に提示された質問に応答し、または、黙秘する権利を告知する。共和国検事は、必要な場合、少年の所見を聴取し、または、尋問を行った後、事情によっては、とりわけ、手続の適法性、取り上げられた擬律、場合によっては調査の不十分性、真実発見に必要な共和国検事が思料する新たな行為をする必要性、及び、起こりうる訴追開始の態様に関する弁護人の所見を聴取する。

④ これらの所見に鑑み、共和国検事は、判決裁判所に事件を係属し、予審の開始を請求し、捜査の続行を命じ、または、公訴に関する他のあらゆる決定を下すことができる。

⑤ 本条第四項乃至第六項（第二項乃至第四項？）に定められる方式が調書に記載されない場合は、無効となる。共和国検事が判決裁判所に事件を係属する場合、この調書の写しが、少年に送付される。

第2節 判決裁判所への係属

第1節 係属の態様

第四三—七条—少年係判事または少年裁判所は、以下の方法により事件が係属される。

一 共和国検事の指示に基づいて交付された召喚状によって、書記官、司法警察員もしくは司法巡査、執行吏、共和国検事の代理人もしくは調停者によって、被告人が拘禁されている場合、行刑施設の長によって、少年が収容されている場合、少年が委託されている施設の長によって、

二 召喚の際に作成された共和国検事の調書によって。この場合、共和国検事は、第L. 四二—三—六条の規定に従って行動し、少年に対し、少年の弁護人の面前で、一〇日以降三ヶ月以内に定められる審理において裁判されるために、少年係判事または少年裁判所の元に召喚される旨通知する。共和国検事は、少年に対して、非難が向けられている行為、及び、審理の場所、日時を通告する。これらの方式が調書に記載され、その写しが少年に交付されない場合、手続は無効となる。

第L. 四二—三—八条—①少年係判事または少年裁判所への召喚状、及び、召喚の際、共和国検事によって作成された

調書には、次のことが記載される。

- 一 召喚の通知から一〇日以降三ヶ月以内に行われる、審理の日、場所及び時間、
- 二 訴追される行為、及び、当該行為を処罰する法文、
- 三 第L. 一二一四条の諸規定。
- ② 第L. 一二一五条、第L. 三一一一条及び第L. 三一一二条の諸規定が適用される。
- ③ 第L. 四二二一四条第三項の適用により、一回限りの審理のため、少年裁判所に事件が係属する場合を除いて、第L. 五二一一一条及び第L. 五二一二条の諸規定が同様に適用される。
- ④ 召喚は、可及的速やかに、法定代理人、及び、少年が委託される者または機関に通知される。
- ⑤ これらの事項は、少年によって署名された調書に記載され、前項に規定される者が現在する場合、調書の写しを受領する。この召喚は、刑事訴訟法典第五二二条に定められる期間の適用を受ける。
- ⑥ 少年係判事または少年裁判所は、遅滞なく召喚の通知を受ける。

第2節 判決裁判所への少年の出頭在先立って宣告される措置

第L. 四二二一九条—①第L. 四二二一六条の方式が取られた後、共和国検事は、直ちに、以下のことを求める自らの請求に基づき、少年が裁定を下されるために、少年を少年係判事の前に出頭させる。

一 少年の年齢にかかわらず、有責性を検討する審理までの間、司法上の一時的教育的措置の宣告、

二 一三歳以上の少年について、有責性を検討する審理までの間、第L. 三三一一一条に定められる条件において、司法統制処分、

三 一六歳以上の少年について、有責性を検討する審理までの間、第L. 三三三一一一条に定められる条件において、電子監視付居住指定、または、

四 一六歳以上の少年について、第L. 四二二一四条第三項の適用により、一回審理のために、少年裁判所に事件が係属される場合、審理までの間、第L. 三三三一一一条乃至第L. 三三三四五条に定められる条件において、勾留。この場合、判決公判は、一ヶ月以内に開かれなければならない、さもなければ、少年は職権で釈放される。

② 少年係判事は、理由を付した命令によって裁定を下し、

その命令には、決定の基礎を構成する法律上及び事実上の理由への言及が含まれていなければならない。少年係判事は、共和国検事の請求、続いて、少年の所見及び少年の弁護人の所見を聴取する対審の後、執務室の審理において裁定を下す。少年係判事は、必要な場合、この対審の中で、少年の親、少年の法定代理人、及び、先行する措置の枠内で、少年が委託または委任された機関の代表者の意見を聴取する。

③一六歳以上の少年の司法統制処分が問題となる、第一号及び第二号に定められる場合には、共和国検事の在廷は任意的である。

④少年の法定代理人は、少年係判事の決定につき、あらゆる手段を講じて通知される。

第L. 四二三—一〇条—少年が第L. 四二三—一四条第三項に定められる手続の枠内で訴追される場合、第L. 四二三—一九条に定められる措置を宣告するために事件が係属し、教育的試験観察が実施されていることを確認した少年係判事は、教育的試験観察の間に有責性の宣告を行った手続全体について検討するため、職権によりまたは共和国検事の請求に基づき、少年及び少年の法定代理人に対し、共和国

検事によって通知された審理期日における少年係判事の面前への召喚を延期させることができる。

第L. 四二三—一一条—少年係判事は、裁判所へ少年が召喚されるまで、第三編第二部及び第三部の諸規定に従い、職権により少年もしくは少年の弁護人の請求によりまたは共和国検事の請求に基づき、調査措置、司法上の一時的教育措置及び保安処分の解除、修正または取消に関して、裁定を下す権限を有する。勾留に付された少年または少年の弁護人は、常時、少年の釈放を要求することができる。この要求は少年係判事に対してなされ、要求を受けた判事は、直ちに、共和国検事が請求できるように一件書類を共和国検事に送付する。少年係判事は、共和国検事への送付から五日以内に、刑事訴訟法典第一四八条第三項及び第四項によって自由と拘禁判事に委託された権限を行使して、裁定を下す。

第L. 四二三—一二条—司法統制処分、または、少年の電子監視付居住指定及び勾留の取消の場合、判決公判は、一ヶ月以内に少年裁判所で開催されなければならない、さもなければ、少年は職権により釈放される。

第3節 判決裁判所への少年の出頭に先んじて宣告される措置に関する決定に対する上訴

第1. 四三三—一三条—①第二節の諸規定の適用により少年係判事によって命じられる、司法上の一時的教育的措置及び保安処分は、一〇日以内に少年による控訴の対象となりうる。

②司法上の一時的教育的措置、司法統制処分または電子監視付居住指定を課す命令に対する控訴は、少年特別部の長に対してなされ、一ヶ月以内に裁定が下される。

③勾留命令に対する控訴は、刑事訴訟法典第一九四条及び第一九九条によって予審部で定められる期間内に予審部で定められる態様に従って、少年特別部によって検討される。

（井上宜裕）

第3編 司法上の調査

第1章 情報提供及び法定代理人の召喚

第1. 四三一—一条—①予審判事は、少年が対象となっている訴追につき、少年の法定代理人及び少年が委託されている人または機関に通知する。

②前項にいう通知は、書類への欄外署名 (emargement)

をもって口頭でなされるか、または、書留郵便によりなされる。この通知には、少年の責めに帰せられるべき事実及び法的犠律が記載される。

③同様に、通知には、少年または少年の法定代理人による弁護人の選任がない場合、予審判事が弁護士会会長により職権で弁護人を選任させることも明示される。

第1. 四三一—二条—予審判事による少年の召喚の目的がいかなるものであれ、判事による尋問を目的として、少年の法定代理人は第1. 三一一—一条に規定される条件の下で召喚され、少年が委託されている人または機関も召喚される。

第1. 四三一—三条—少年の法定代理人及び少年の民事上の責任者は、刑事訴訟法典第一一六条最後二項により規定される方式に従い、予審判事の書記官に自らの住所を届け出なければならない。

第2章 司法上の措置としての教育的調査及び一時的な司法上の教育的措置

第1. 四三一—一条—①司法上の予審が少年に対し開始さ

資料
れるに際し、予審判事は、司法上の措置としての教育的調査を命じる。

②但し、一年未満の司法上の措置としての教育的調査の報告書の内容とする、少年の人格に関する単独書類の複写が、司法上の予審のための書類に添付される場合、当該調査は任意となる。

第L. 四三二―二条―①司法上の予審の間、予審判事または刑事訴訟法典第一三七―一条第四項もしくは同法典第一三七―四条第二項に基づき事案を係属された自由と拘禁判事は、本法典第L. 三二三―一条乃至第L. 三二三―三条により規定される条件の下、予審の対象となっている少年に対して、一時的な司法上の教育的措置を命じることができる。予審判事は、同条件の下で、常に、司法上の一時的措置を修正または取り消すことができる。

②当該措置は、一年間という期間で更新を可能として言い渡される。

第3章 保安処分

第L. 四三三―一条―司法上の予審の間、第三編第三部に規定される司法統制処分、電子監視付居住指定、及び、勾

留に関する規定が、本章規定の留保の下、適用される。

第L. 四三三―二条―軽罪に関し、一六歳未満の少年に対し、第L. 三三四―四条に規定される条件の下命じられる勾留は、次の期間を超えることができない、

一 少年が一〇年未満の拘禁刑を科される場合には、一五日間で、理由を付した命令により一回のみ更新される、

二 少年が一〇年の拘禁刑を科される場合には、一か月間で、理由を付した命令により一回のみ更新される。

第L. 四三三―三条―①軽罪に関し、一六歳以上の少年に対して、第L. 三三四―五条に規定される条件の下命じられる勾留は、次の期間を超えることができない、

一 科される拘禁刑が七年以下の場合には、一か月間。但し、この期間満了時に、例外的に、一か月を超えない期間で、刑事訴訟法典第一三七―三条の規定に従って理由を付され、かつ、同法典第一四五条の第六項の規定に従って組織される対審の後に下される命令により、勾留が自由と拘禁判事により延長される。延長が命じられるのは一回限りである。

二 科される拘禁刑が七年を超える場合には、四か月間。但し、この期間満了時に、例外的に、四か月を超えない期間で、前記第一三七―三条の規定に従って理由を付され、かつ、前記第一四五条第六項の規定に従って組織される対審の後に下される命令によって、勾留が自由と拘禁判事により延長されうる。当該決定は同様の手続きに従い更新され、全拘禁期間は一年を超えることができない。

第L. 四三三―四条―重罪に関し、勾留は、一六歳未満の少年に対して六か月を超えることができない。但し、この期間満了時に、例外的に、六か月を超えない期間で、刑事訴訟法典第一三七―三条の規定に従って理由を付され、同法典一四四条第一号乃至第六号に依拠し、かつ、同法典第一四五条第六項の規定に従って組織される対審の後に下される命令により、勾留が自由と拘禁判事により延長されうる。延長が命じられうるのは一回限りである。

第L. 四三三―五条―重罪に関し、勾留は、一六歳以上の少年に対して一年を超えることができない。但し、自由と拘禁判事は、当該期間満了時に、六か月を超えない期間で、刑事訴訟法典第一三七―三条の規定に従い理由を付

し、かつ、同法典第一四五条第六項の規定に従い組織される対審の後に下される命令により、勾留を延長することができる。当該決定は同様の手続きに従い更新することができるが、全勾留期間は、二年を超えることができない。

第L. 四三三―六条―①本法典第L. 四三三―三条第二号に示される勾留の総期間は、刑法典第四二―二―一条に示される軽罪の予審に関しては、二年に引き上げられる。②本法典第L. 四三三―五条に示される勾留の総期間は、刑法典第四二―一―一条及び第四二―一―五条乃至四二―一―六条に規定される重罪の予審に関しては、三年に引き上げられる。

第L. 四三三―七条―同一の行為につきすでに勾留に付されたことのある少年に対して、司法統制処分または電子監視付居住指定の取消の結果、勾留が命じられる場合、拘禁の累積期間は、本章に規定される上限期間を一月以上超えることはできない。

第L. 四三三―八条―一六歳未満の少年の司法統制処分の取り消しが複数回に及ぶ場合、勾留の累積期間は、第L.

四三三―二条第一号に示される場合には上限期間である二か月を、同条第二号に示される場合には上限期間である二か月を超えることはできない。

(大貝葵)

第4章 司法上の調査の終結

第1節 予審終結決定

第L. 四三四―一条―調査が、刑事訴訟法典第一七五条に従って行われた後、終了した場合、予審判事は、以下の予審終結決定の一つを下す。

一 刑事訴訟法典第一七七条に定められる場合でかつその条件において、免訴決定、

二 当該行為が第一級から第四級までの違警罪を構成すると予審判事が思料する場合、違警罪裁判所への移送命令、

三 当該行為が軽罪または第五級違警罪を構成すると予審判事が思料する場合、少年裁判所、少年が一三歳未満のときには、少年係判事への移送命令、または、

四 当該行為が重罪を構成すると予審判事が思料する場合、少年が一六歳以上のときには、刑事訴訟法典第一八一条に定められる場合でかつその条件において、重罪法院へ

の訴追命令、少年が一六歳未満のときには、少年裁判所への移送命令。

第L. 四三四―二条―行為が一六歳以上の少年によって行われた重罪と密接不可分な総体を形成する場合、第L. 四三四―一条―第四号の規定に反して、予審判事は、健全な司法運営のために、共和国検事の請求及び当事者の所見を聴取した後に下される理由を付した決定により、以下の事件につき、この少年を少年重罪法院へ訴追することができ

一 少年が一六歳に達する前に行われた重罪、
二 少年が成人してから行われた重罪。

第L. 四三四―三条―①少年に成人の共同正犯者または共犯者がいる場合、軽罪及び第五級違警罪につき、手続は分離され、成人の共同正犯者または共犯者は、一般法に従い管轄裁判所に移送される。

②重罪に関して、少年に成人の共同正犯者または共犯者がいる場合、予審判事は、次のことを行いうる。

一 一六歳以上の全ての被告人を少年重罪法院へ移送すること、または、

二 手続を分離し、成人の共同正犯者または共犯者を一般法上の重罪法院への訴追を命じること。

第L. 四三四―四四一条―予審判事は、第L. 四三四―一条の適用により、少年を少年係判事または少年裁判所へ移送する命令を下す場合、被害者または私訴原告人の利益を顧慮して、少年の居住地、または、少年の親もしくは法定代理人の居住地の故に管轄を有する裁判所に事件を付託することができる。

第2節 教育的措置及び保安処分^の延長

第L. 四三四―五一条―司法上の一時的教育的措置が少年に對して予審中に命じられた場合、予審判事は、予審の終結に際し、判決までの当該措置の延長に関して、明示的に裁定を下す。

第L. 四三四―六一条―予審判事が軽罪に関して一六歳未満の少年を少年裁判所に移送する命令を下す場合、刑事訴訟法典第L. 一七九条に反して、少年に對して、判決裁判所への召喚まで、二ヶ月間、勾留延長が可能であり、一度に限り、一ヶ月間、再延長されうる。

第L. 四三四―七一条―予審判事が軽罪に関して一六歳以上の少年を少年裁判所に移送する命令を下す場合、刑事訴訟法典第L. 一七九条に反して、少年に對して、判決裁判所への召喚まで、二ヶ月間、勾留延長が可能であり、一回の更新がなされうる。

第L. 四三四―八一条―予審判事が重罪に関して一六歳未満の少年を少年裁判所に移送する命令を下した場合、少年に對して、判決裁判所への召喚まで、二ヶ月間、勾留延長が可能であり、刑事訴訟法典第一七九条第五項によつて定められる条件において、二回の更新がなされうる。

第L. 四三四―九一条―予審判事が一六歳以上の少年に對して少年重罪法院への訴追を命じた場合、刑事訴訟法典第一八一条の諸規定が適用される。

第3節 司法上の調査終結後の司法上の一時的教育的措置及び保安処分

第L. 四三四―一〇一条―①予審判事の移送命令によつて少年裁判所に事件が係属し、少年が少年裁判所に召喚されるまでの間、少年係判事は、職権または共和国検事若しくは

当事者の請求により、少年に対して命じられた司法上の一時的教育的措置の延長もしくは修正を決定し、または、それを取り消す権限を有する。

②重罪法院への訴追命令によって少年重罪法院に事件が係属した場合、司法上の一時的教育的措置の延長、修正または取消の請求は、以下のところに対してなされる。

一 請求が被告人を裁判しなければならぬ開廷期になされた場合、当該少年重罪法院、

二 それ以外の場合、当該少年重罪法院の予審部。

第L. 四三四―十一条―予審判事の移送命令によって少年裁判所に事件が係属し、少年が少年裁判所に召喚されるまでの間、少年係判事は、職権または共和国検事もしくは当事者の請求により、少年に課された司法統制処分もしくは電子監視付居住指定の義務の修正もしくは解除を決定し、一つまたは複数の新たな義務を命じ、それらの義務のいくつかの遵守を臨時にもしくは一時的に免除することを認め、または、それらの義務を取り消す権限を有する。

第五章 予審中及び予審後に下される命令に対する抗告

第L. 四三五―一条―予審中に下される決定に対する控訴

に関する刑事訴訟法典第一八六条の諸規定を損なうことなく、被疑少年は、本条によって定められる態様に従い、司法上の一時的教育的措置に関する予審判事または自由と拘禁判事の命令に対して、予審部に抗告することができる。

第L. 四三五―二条―軽罪の判決に対する控訴に関する刑事訴訟法典第四九六条の諸規定を損なうことなく、少年は、本法典第L. 四三四―一条の適用により下された、司法上の一時的教育的措置に関する少年係判事の決定に対して、控訴院少年特別部に抗告することができる。

(井上宜裕)

(未完)

【付記】本資料は、二〇二〇年度末延財団研究会助成による成果の一部である。